

2014年7月14日 被ばく労働関係省庁交渉議事録

飯田：まず始めるにあたりまして阿部とも子先生の秘書の栗原さんがおいでになっています。一言ご挨拶をお願いします。

栗原：本日はどうもお疲れ様です。阿部が同席の予定だったんですけれども、急遽、地元での日程が入りまして本日、参加できないことをお詫び致します。政策の宇佐美がおりますので一言挨拶申し上げます。

宇佐美：本日はご苦勞様です。先ほど栗原から話があった通り、今日は阿部が参りませんで申しわけありません。阿部も被ばく労働の問題であれ被ばく全般の問題に関心を持って一議員としても、超党派の取り組みでも色々とやってきたところでして、実は明日、福島第一原発に視察に行って被ばくの問題、あるいは安全管理の問題も含めて見てこようと思っておったんですが、この台風でちょっと明日は中止になってしましまして再調整をしています。現場の状況もしっかり見つつ、また皆さんからの話も踏まえつつ実効性のある取り組みができるようにしていきたいと思います。最後になりますが、私は今月から阿部とも子事務所に移りまして、今まで森原というものがおりましたが、彼に代わって入りました。直前まで照屋寛徳議員にいたり、服部良一さんのところにて、すでに見知った方もたくさんいらっしゃるんですけども、これまでもこの問題は私自身も取り組んでまいりましたので引き続き阿部とも子事務所においてしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

飯田：さっそくですが本日の交渉を始めます。項目の6から始めます。これについては厚生労働省と文科省からお願いします。

小路：厚生労働省の小路と申します。よろしくをお願いします。(1)の年度別・疾病別の認定件数については公開していますが、労基署別の認定件数、累積被ばく線量及び作業内容については請求・認定の件数が少ない中、特定の個人を識別される恐れのある情報と考えていますことから公開は困難と考えています。(2)ですが、平成26年7月14日6月末日現在、東京電力福島第一原発の復旧作業に従事されて、電離放射線が原因として労災請求された件数は8件です。うち3件については労働者の方が汚染水に浸かりましたが治療を要する症状が無かったものです。

渡邊：続いて文科省から(3)を回答します。文科省では原子力損害賠償紛争審査会という審議会の運営、東京電力と賠償で紛争が発生した際に和解の仲介をおこなう原子力損害賠償紛争解決センターというところの運営をしています。仲介をしています ADR センターの

方で本件のような事例に関する申し立てといったものは現在確認できていない状況です。センターでは和解が成立したものについては必要に応じて和解実例という形でホームページに公表させて頂くこともあります。こういった案件があった際にはご当人様の了解を得てという形になりますが、必要に応じて公表を進めていくことになると思います。

飯田：それでは皆さんから質問を出してください。

川本：神奈川県労災職業病センターの川本です。(1) ですが、年度別と疾病別は出せるけど、それ以降のが個人の特定につながる、識別されると言われたと思うんですが、例えば作業内容だけとか累積被ばく線量だけとかいうだけっていうのは難しいんですか？それで識別されるっていうのはまず考えにくいです。たしかに労基署別でなんとかいう、例えばちっちゃい監督署で事業所がわかって、作業内容もわかって、どうも亡くなったみたいだみたいなどか、病気になるとかだったら特定できるかもしれないですけど、作業内容を出したからといってそれで特定されるっていうのはちょっとあり得ない話だと思うんです。なんでこういう要求をしてるかって言うと、私たちアスベストなんかでも色んな相談をやってきた経験上、病名だとか、どういう作業していたとか、そういうことが広まって初めて、しかもそれで労災認定されると。可能性があるじゃ人間動かんわけです。それで補償されるんだと、労災になるんだということが明らかになって初めて「これは労災じゃないか」ということになるのであって、長い期間経ってから発症するような病気の場合はそういう風なことが本人なりご家族が認識されるという趣旨からこちらも聞いて要請しているので、全部出せないというのがよくわからないんですけどね。もっと細かいことで特定されないように、そういう請求されるように有益な情報はどんどん出すべきだと思うんです。

小路：例えば先ほど申し上げた(2)の事例のような、このような作業をおこなっている際にこういった事案がということの説明させて頂きましたが、個人に関する情報となりますとやはり申し上げるのは難しいと考えております。

飯田：個人の情報出してくれって言ってるわけではないですよ？

川本：噛み合った回答してください。作業内容を明らかにすること。別に作業内容、こういう仕事を原発でやっていたんですと言うことがどうやって特定になるんですか？ありえないでしょう？

小路：累積被ばく線量ですとか、作業内容等に関する情報を公開することにより、その個人の方が特定されるということについては避けたい。

川本：避けたいって、なんで作業内容を明らかにして、累積被ばく線量を明らかにしてどうやって A さん B さんを特定できるんですか？

小路：累積被ばく線量と作業内容を明らかにすることによってその方の情報を公にするということはこれまでもおこなっておりませんし、個人の方を特定することは避けたいと思っています。

川本：どうやって個人が特定できるんですか？何十ミリシーベルトで、溶接仕事を原発の中でしていましたと。それでどうやって特定できるんですか？個人が。世の中で、今まで何万人のいま言った作業してます？どうやって特定できるんですか？

小路：作業なさっていた同僚の方ですとか、そういった他の情報も知り得ることができる方、そういった方がもしいらっしゃった場合に、作業者の A さん、B さんであるというような特定につながってしまうという

川本：どうやってつながるんですか？って聞いてるんですよ。同僚が何ミリシーベルト浴びてるかってなんでわかるんですか？溶接作業してる人は何万人おるんですか？今まで原発の中で。同じ被ばく線量の人、同じ作業してる人って言うただけでも何万人といますよね、おそらく。それどうやって特定できるんですか？

小路：同じような作業を同じ時期にやっていたらしゃった同僚の方がいらっしゃった場合に、A さんである、B さんであるということがわかってしまうということは

川本：だからどうやったらわかるんですか？例えばあなたが 100 時間残業したと、今月。厚生労働省で 20 時間残業しました、同じ仕事しました、皆さんフロアで働いてましたと。どうやって特定できるんですか？できるわけないでしょう。

飯田：以前、病気と被ばく線量の情報は開示してますよね？

小路：はい。

飯田：メディアに対して。それと、作業内容と例えば累積被ばく線量が個人識別となったりならなかったりするってというのはどういう基準なんですか？

小路：したっていうのは平成 23 年のメディアのリリースかと思われませんが、その際には、このような疾病でこのような線量でということで、他の作業の方と照合はされないように、

個人を識別されないように細心の注意を払いまして発表しています。

飯田：なぜそれが細心の注意になるわけ？ちょっと言ってることがよくわからないんだけど。例えば原子力施設であれ、医療施設であれ、被ばく労働ありますよね？そうした中でこういった仕事をやってましたという中で被ばくをこれだけしましたということが、なぜ個人の識別につながって特定されるっていうことになるんでしょう？そこにちゃんとした基準ってあるんですか？ないじゃないですか。どこの誰かわからないけれども、こういう作業をやっていて、溶接をやっていて、あるいはこういう作業をやっていて被ばくをこれだけしましたという事実そのものは別に特定される情報でも何でもないじゃないですか。

小路：どのような作業をしていて、これだけの線量を浴びて、このような疾病になりましたというようなことは全体として個人に関する情報と考えられます。

参加者：普通の一般の工場では、ヒヤリハットの事故が起きますと、こういう場面でこういうヒヤリ・ハット、事故に至らなかったけれどもヒヤリハットは置きましたということを工場のみんで共通の認識にして事故が起きないように努力して労災を防いでいるわけですよ？そういうことは当然、原発の中でもやられてるわけですよ？それが個人の情報を出すことになると言って皆が共有しないということは労災を放任することじゃないんですか？

小路：私は労災の補償の観点から説明にあがるように、

参加者：わかりました。

斎藤：アスベストセンターの斎藤です。事故のあと、累積被ばく線量について細心の注意を払って公表したということですが、全然納得できないんですが、ただそれについてその後の資料について、累積被ばく線量については公表して頂きたいんですが。あのような形で継続してそのあとの事案について全て。それはどうですか？

小路：年度別・疾病別につきましてはこちらからもお問い合わせがありました際にはお答えしております。

斎藤：いや、累積被ばく線量をメディアに出したような形のをそのあとの事案について出して頂きたいんですが。あの形式でもって。それは検討して頂けますか？出して頂けますか？あのような形であれば出して頂けるということであれば出して頂きたい、そのあとの事案について。

小路：個人に関する

斎藤：いやいや、個人じゃなくて、あれはだってメディアに出したのはどういうことなんですか？

飯田：それは個人の識別につながらないということで出してるわけでしょう？

斎藤：あれが間違っていたという話ですか？

小路：個人に関する

斎藤：いや、個人に関するじゃなくて、中味を、ちゃんとやってください。機械じゃないんですから。私、マシーンに対してお話してるんじゃないんだから、ちゃんと中身について答えて頂きたいんですが、ああいうメディアに出した形式でもって、そのあとの事案について累積被ばく線量を出して頂きたいということなんですが、それはいかがですか？

小路：特定の方が識別されないような形式で私どもは公開をおこなっておりますので、個人の方が特定されるような、もしくは個人の情報に関することにつきましてはお答えできないことも、

斎藤：いや、だからそれはいいんですが、あの形でもってそのあとの事案について累積被ばく線量を出してくださいという要請です。

川本：イエスかノーかでいいんだよ。

斎藤：あるいは検討してあとで阿部先生を通じて出すという風にどちらから答えて頂きたいんですが。

小路：今この時点で、では出しますということは申し上げられません。

斎藤：ではご検討いただけますか？上司とも話さないと仕様がなと思うんです。受け答えをお聞きしていると即答はできないような感じがするので。だけどそれは非常に困ると思います。こういう場に出てきて責任を持って答えられないんじゃない困るんで、ちょっと今の話は持ち帰って阿部先生の方に回答して頂きたいんですがいかがですか？

小路：かしこまりました。ですが、個人に関する情報としては公開できる部分とできない箇所がございますので、その点についてはご理解ください。

飯田：1 回出してる情報なんですよ。疾病と累積線量については 1 回出してる情報ですよ。だからそれを今後も引き続きやってくださいっていうそういう要望ですので、それは今あなたが回答できないとおっしゃるけど、1 回やってるわけですからね。それは間違っていたという話ではないでしょう。だからそれはやってください。今日、この場でやる、やらないって問答しても進みませんので改めてそれは阿部事務所の方にご回答いただくということにします。よろしいでしょうか？

小路：かしこまりました。

飯田：はい。もう一度確認です。(2)の方は平成26年6月末まででしたっけ？

小路：さようでございます。

飯田：請求は8件で、うち3軒。これは被ばくをされたんだけど、治療されていないということでしたよね？

小路：治療を要する症状が出ていないと承っております。

飯田：ということで、これはまあ不支給処分だと。そして、残り5件はガンだということで請求が出ていて、処分はされているんですか？この5件は。

小路：2件につきましては不支給、1件は取り下げ、2件については調査中でございます。

飯田：はい、わかりました。どうもありがとうございました。次ですが、要請項目の2ですね。早速ですが回答をお願いします。

清水：原子力規制庁総務課の清水です。4の(1)ですが、原子力規制委員会、私どもは事故の教訓を踏まえて設立された組織ですが、当然ながら事故の原因究明などは法律にも書かれていまして、検討会を設置してやっております。ご指摘の吉田調書に関しては政府の事故調査委員会が当時、独立した立場から関係者からヒアリングなどをおこなって事故の経緯などを取りまとめたものと聞いております。事故調査委員会がそのようなヒアリングした結果を踏まえて様々な提言などを取りまとめておまして、その提言を踏まえて我々原子力規制委員会では対応してきております。これを引き続きやっていくことが重要だと思っております。吉田調書、内閣官房で政府事故調のヒアリング資料は保存しているので、それ

について規制委員会で申し上げるのは難しいんですが、規制委員会の取り組みとしては以上です。

戸ヶ崎：原子力規制庁の原子力規制部原子力規制企画課の戸ヶ崎です。(2) について回答します。平成 23 年 1 月の放射線審議会の基本部会の第 2 次中間報告において、緊急作業について今までの 100 ミリシーベルトを上限とすることが妥当なのかとか、緊急作業従事者の要件について例えば健康リスクを理解してもらおうとか訓練を受けたものにするとかの提言が出ています。それに対して原子力規制庁としても緊急作業のときの放射線の線量はどのくらいであるべきかなとか、従事者のリスクの受け入れについて考えることはとても重要だと思っています。実際に、必要な法整備等についての検討をおこなうことについては国際機関とか関係省庁とか関係機関等々、色々と話をさせてもらって今後検討していく必要があると思っています。

古沢：(3) について総務省消防庁特殊災害室の古沢と申します。この件については今年の 3 月に「消防活動対策マニュアル」というものを示しています。その中では現状の電離放射線規則等にある現行のものを入れておまして、人名救助等の緊急時活動は 100 ミリシーベルト、繰り返し活動をおこなう場合は決められた 5 年間の線量は 100 ミリシーベルト以下、ただし 1 年に 50 ミリシーベルトを超えるべきではないと記載しています。ただ、総務省・消防庁の立場としては不要な被ばくを避けるように、できるだけ被ばくしないように活動することが肝要であるとしています。

片岡：(3) について回答します。自衛隊の緊急時の被ばくの線量限度、全体の部分ですが、線量限度として緊急作業中、これは一般職の国家公務員の線量限度を準用するという事で等しく 100 ミリシーベルトという全体の線量限度を設定しています。自衛隊には人事院規則、一般職国家公務員を対象とした規則は適用になりませんので防衛省としてもこれを準用する形で規則の中で援用しています。これは民間労働者の線量限度の 100 ミリシーベルトと同様の線量限度の基準を採用しています。

渡辺：防衛省の渡辺です。緊急作業時において自衛隊の救命活動で介入するときの要件というのが質問でありました。救助活動をおこなう場合の要件ですが、いま申しあげました人事院規則等を準用して、自衛隊に原子力災害対処計画というのを規定しています。具体的な内容としては、男性の場合、通常、現地に、オフサイトとかに行って通常活動をする被ばく線量の限度は年間 50 ミリシーベルトが上限となっています。人命救助等の緊急時、どうして入っていかなければいけない場合とかについては、その現場に必ず部隊の指揮官がいますので、指揮官が見てやむを得ないと判断した場合については被ばく線量の限度は男性の場合で 5 年間で 100 ミリシーベルトを超えない中で、要は 100 ミリシーベルトであれば活動

の限度となっています。

飯田：では皆さんから質問をお願いします。

川本：もうこれ3年以上ずっと同じことを言って、ようやく(2)で規制委員会から必要な法整備を検討するという必要があるというお答えを頂きましたが、やっとなかということなんですが、具体的になんか進んでいるところあるんですか？以前の回答だと、ずーとなしのつぶてだったんですよ。それは中間報告に過ぎないみたいな話から始まって、うちじゃない、あっちじゃない、こっちが言うて。必要性があるというのは本当に初めてなんです。なので、ぜひ具体的なスケジュールなり対策を、事故の前から言われていることですから、取り組んで頂きたいと思います。でないと(3)で消防と防衛庁の回答があったとおり、現場は今のままのことしか決めてないからですよ。現場の指揮官はその判断できないじゃないですか？明らかに100ミリシーベルトを超える状況があったわけですよ？あり得るわけでしょう？現場の指揮官、これ絶対危ない、死ぬかもしれないというときに判断できないでしょう。すでにあったんだから、そういう状況が。そうならないように、現場の指揮官に無理強いさせて大切な自衛隊の隊員が死ぬかもしれないところに突っ込むか突っ込まないかを指揮官が判断するなんてあり得ないでしょう。早急に具体的にどういう法律整備が必要なのかとか、体制が必要なのか、誰が責任を取るのか、今の指揮官っていう話には絶対ならないわけですから具体的にできる範囲でいいですからして頂きたいです。明らかにできる範囲でいいから回答を頂きたいし、できないのであれば早急にやって頂きたいです。国際機関なんちゃら言いますが、そういうのを含めて。

飯田：付け加えると、先だつてのNHKでも森本次長さんが検討しなければいけないと明言されてましたよね？それを受けて今日のご回答にもなったと思いますので、早急にこの議論は関係省庁を集めてやるとか、国際機関はその後でいいと思いますけど、そういった場を作ってやるしかないだろうと思っているのでそれを具体的にどう進めるのかについて改めてご回答ください。ちゃんと言ってるんだから次長が。

戸ヶ崎：ご指摘のとおり検討は必要だと認識しておりまして、これから関係省庁とか国際機関と調整を進めていく必要があると思っています。具体的なところはまだ決まっていないのが現状です。

川本：国際機関ってどこのこと考えているんですか？

戸ヶ崎：国際機関は国際放射線防護、

川本：ICRP のこと言ってるんだったら、それはもうあるわけでしょう？先に。それを受けて審議会で話されて中間報告が出てるんだから、今さら国際機関はないでしょう。国際機関の見解はずっと前から明らかになってるでしょう、ずっと前から。

戸ヶ崎：そうすると IAEA とかそういう関係の機関等もありますので、まずその必要な機関がどういうところかも含めて考えていく必要があると思っております。

飯田：じゃあ今年度内で一定の方向性が出るんですね？だって再稼動秋に始まるんだから、始めようとしてるんだから、その前段に何らかの形で進めていく必要があるでしょう？その兼ね合いを含めて悠長なこと言われてられないわけだから、そこはどうなんですか？

戸ヶ崎：時期的なものも含めて、まだこれから考えていく

飯田：でも次長さんはちゃんとやっていかなければいけないと言ってるじゃないですか。言明してるから今日いらっしゃってるわけでしょう？年度内にどうするかっていう具体的な方向性だけでも示して頂かないと、やりますってだけでは空返事になっちゃうわけだから、その点については具体的なスケジュール含めて規制庁の方で、今日、具体的には言えないかもしれないけれども、次回やるときにはこの場所でも示して頂けます？

戸ヶ崎：その時期につきましても関係者との調整によって決まってくることもありますので、いつになるかっていうのは今の時点ではまだわからないのが現状です。今日おいでになっているのは企画課の戸ヶ崎さんですね。ですから企画課の方で規制庁の中では中心になってやるってことですか？

戸ヶ崎：規制庁の中では、担当は私がすると思います。ただ、色々と調整する中で関係する組織っていうのもたくさんありますので、実際にどこが取りまとめが必要なのかも含めて検討することになると思います。

飯田：その際、放射線審議会との関係においてはどうなのでしょう？

戸ヶ崎：放射線審議会についても、担当しているところがありますので、そことも話して今後の検討がどうあるべきかっていうことを調整すると思います。

飯田：はい。皆さんの方からいかがでしょうか？

田島：放射線被ばくを学習する会の田島と申します。消防庁と防衛省では緊急時の作業の線

量についてもマニュアルが書かれているということですが、それが超えた場合、一点はこの前の3・11の事故のあとに越えた隊員がいたか。二点目は、超えた場合はどうするのか。超えた方は一生その健康を見守るということを厚労省は労働者の場合は見守るとなっていますが、消防庁と防衛省の隊員の方はどうなのかを伺いたいと思います。

古沢：質問の1つ目ですが、私どもの方では100ミリを超えたという方がいるという情報は持っていません。健康管理については、消防庁の予算の方で当時、活動された260名の方を対象に健康管理をやっていくということの予算要求は今しているところです。それと活動に関しては、胸にポケット線量計を付けて活動していましたので、そのデータをもとに100ミリは超えていないとしています。

片岡：自衛隊員ですが、こちらについても100ミリシーベルトを超えた隊員はいません。個人の線量計と部隊ごとにも空間線量計を用いて測定しつつ活動を実施していましたが、こういった隊員はおりません。福島第一原発に入った方で百数十名です。1福島第一原発の構内で活動した隊員については年1回の特別健康診断と退職時に健康管理手帳を配布して、その後の健康診断とか健康相談を無料で実施できるように措置しています。

飯田：自衛隊の場合、指揮官が行けと言ったらそれは行かざるを得ないんですよね。それは100ミリ超えてれば行かなくても良いってわけでもないでしょう？

渡辺：一応、規定上は100ミリとなっていますので、100ミリを完全に超えているようなところであれば行けないという判断も出てくるだろうと思います。

飯田：わかりました。この問題については非常にシビアな問題だと思いますし、もう少し時間をかけて議論をしなければいけないと思うんですが、時間が来てしまいました。ただ、今日は規制庁もこの問題について省庁との協議が必要だということで回答を頂いたので、その具体化について我々としては注目をしていきたいと思いますし、適宜、意見交換をしたいと思っています。ありがとうございました。次は項目の2となります。よろしく願います。

磯崎：2の(1)について厚生労働省建設安全対策室の磯崎です。3月28日に福島第一原発で発生した死亡災害ですが現在、所轄の労働基準監督署において調査をしています。指導の有無・内容については個別の事業所の情報になりますので控えさせていただきます。(2)ですが、①から③まで一連のものになりますのでまとめて回答します。福島第一原発において災害が発生した場合については災害調査をおこなったり、東電からの情報によって災害の情報を把握しています。また法令に基いて労働者が労働災害その他、就業中に事業所内、もしくは

はその付属建築物内において負傷であったり、急性中毒などによって死亡した場合、休業場合というのは当該労働者の事業者から所轄の労働基準監督署長に死傷病報告が提出されることになっています。これについても個別の事業所の情報ですので回答は控えさせていただきます。

本田：(2)の②と③の労災補償部分について、労災補償部労災補償課の本田が回答します。②についてですが、福島第一原発における東日本大震災及び復旧工事等に係る労災請求の状況については平成23年度は48件、24年度は26件、25年度は31件、26年度については6月末時点での数字ですが19件、合計124件という状況です。災害の内容としては転倒・つまづきによる負傷ですとか、飛来・落下による負傷、交通事故による負傷などの災害が発生している状況です。支給決定件数については平成23年度が41件、24年度は27件、25年度は27件、26年度も6月末時点での状況ですが10件、合計105件という状況になっています。続いて同じく(2)の③についてですが、これも労災保険請求の有無の部分について回答させていただきます。東日本大震災以降、東京電力が発表している福島第一原子力発電所での災害件数は平成25年度末時点で131件ですが、東京電力が発表している作業災害一覧表に記載されている災害発生日・災害概要・災害の種類及び負傷の程度だけでは療養の有無等が必ずしも明らかになっていませんので、必ずしも労災保険給付の対象となるものとは言えない状況であることから、東京電力が発表している作業災害と厚生労働省が把握している労災請求の事案の数は一致するものではないと考えています。

磯崎：続いて(3)について回答します。福島第一原発では東電及び元請業者で構成する災害復旧安全推進連絡会議を設置しまして、災害事例などの再発防止対策の周知をおこなっています。各現場においても、建設業に関する統括安全衛生管理体制の中で必要な情報共有などがされていると認識しています。

福井：2の(4)について厚生労働省労働衛生課の福井が回答します。①と②をまとめて回答します。厚生労働省では所轄の労働基準監督署において東京電力に対し、作業内容に応じて作業員の安全や衛生を確保するための必要な内容を教育すること、また協力企業が教育を実施する場合には適切な実施に必要な場所や資料の提供をおこない、実施状況を把握することについて指導しています。福島第一原発構内における作業については23年12月22日付けの通達に基づいて、関係請負人がおこなう安全衛生教育に対する東京電力がおこなっている援助・指導等の実施状況について四半期ごとに1回、所轄の労働基準監督署に提出することを求めています。監督署においても定期的・継続的にどのように立ち入り調査をして実施状況等について把握して必要な指導をしています。引き続きこういった措置によりまして東京電力での福島第一原子力発電所関係の教育の実施、また法令等で逸脱している部分があれば必要な指導をしていくことを継続していきたいと考えています。続いて(5)に

について回答します。熱中症対策については我々も高い意識を持って取り組む必要があると認識しています。福島第一原子力発電所における熱中症対策については事故発生当初から、本省から直接、東京電力宛に文書を発出し、作業時間の短縮、水分・塩分の定期的な摂取、労働者の健康状態の確認等による熱中症予防対策の徹底を指導しています。また一定以上の被ばくが想定される作業、具体的には1日の被ばく線量が1ミリシーベルトを越えるおそれのある作業については、同作業を実施する元請事業者に対して事前に作業届けの提出を求めています。同届出書においても熱中症対策に係る休憩場所の記載や当該作業に係る熱中症対策の具体的な措置について記載させるようにしてまいり、それにより熱中症対策を適切におこなっているかを確認しています。また毎年、福島第一原子力発電所に関わらず、日本国全体についての熱中症予防対策についても通達を発出しています。今年5月29付けでプレスリリースとともに通達を発出しています。(6)について回答します。厚生労働省においては福島第一原子力発電所の関係では毎月1回、全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織というのを開催するように指導していますが、その組織の協議事項として、事故が発生した場合の避難、その他の措置についても協議するよう指導しています。先ほども申しあげました作業届においても事故発生時の退避時の措置についてしっかりと記載してくださいと求めており、それらによって避難場所・避難経路図についての資料を求めて確認をしています。これらによって事故発生時において適切な退避措置が取れるように指導していきたいと考えています。

辻：(7)について厚生労働省医政局指導課で救急医療専門官をしている辻が回答します。福島県ドクターヘリについては実施主体を福島県立医大付属病院が、運航を中日本航空がおこなっています。福島第一原発で事故が発生した際ですが、ドクターヘリ要請は消防によっておこなわれ、一番近いところだと3キロ先の郡山海岸にランデューポイントを設けてそこで搬送するという形になっておりまして、現在でも速やかなドクターヘリによる搬送体制が整っていることを確認しています。

飯田：経産省から補足いただけますか？

相部：経済産業省資源エネルギー庁の原子力発電所事故収束対応室の相部です。いま厚生労働省さんから回答があったとおりですが、私の方から実際に我々が東京電力に対して毎週・毎月、会議等をおこないまして必要な指導をしています。特に先ほどありました安全衛生推進機関のところに関してももう少し詳しく紹介します。厚生労働省の通達によってこういった組織の設置を要請していますが現在、東京電力と元請各社であるプラントメーカー及びゼネコン等の34社がありますが、これらが毎週1回集まりまして作業安全の管理、放射線管理、防火管理の共有・協議、それから作業工程の確認であったり、事故時の応急対応、再発防止策の水平展開といったことに関して毎週集ってやっております。作業安全で言い

ますと、こういった関係者が集って水平展開をしていくことが非常に重要ですが、それ以外には主な取り組みとして毎日夕方に全体会議をやっておりまして、これは東電社員も参加していますが、災害発生事例の報告をおこなって対応策を周知・徹底しています。それから各元請企業の朝礼が毎日ありますが、そこに東電社員も参加していきまして、敷地内での災害発生事例について紹介をしたりとか注意喚起の徹底をしています。危険予測とか各日々の取り組みとかがあるんですが、そういったものも合わせて実施しています。

飯田：じゃあ皆さんから質問をどうぞ。

ジョバン：パリ大学のジョバンと申します。昨日、いわきに行ってきたんですが、3番目の答えに納得いかないことがありまして、賃金未払いという、別の言葉で言えばピンハネって言いますよね。昨年、東電の社長さんが危険手当を1万円から2万円に上げるって言って以来、未だにほとんど上がっていないと現場の声を聞いていますが、これだけたくさん被ばくしているから、熟練労働者が次から次へと仕事を辞めるんです。もうあんな低賃金で仕事をやってられないと。

飯田：それはあとの項目になるのであとで出してください。

川本：(1)ですが、そもそも福島第一原発で事故が発生したことを、従来の我々の要求はきっちり本省なりどっかで全体把握をして、それで色んな対策を現場と一緒にやれっていう要求をし続けてきたんです。それに対するお答えがずっと、それはそれぞれの監督署に死傷病書が出るとか、労災請求もあると。元請だったり、事業主だったりっていう回答でずっと来たんです。東京電力に聞いたらちゃんとまとめておられるわけですが、全部。だから、それと死傷病報告書と労災請求をきちんと照合して対策を取ってくれよっていう、そういう要求なんです今回は。労災補償の方はどうもそれをなさっているようなお答えだったと思うんです。労災請求も全部一覧にしてまとめておられるみたいなんですよ。事業所も全部違うんでしょうけど。同じことをなんで安全衛生の方がしてないかっていうことなんです。さっきの回答は完全にすれ違い回答なんです。東電が細かくまとめるじゃないですか、熱中症から何から全部ね。それと、各署に出てるものと、できれば労災補償の人も連携して照合して漏れがないのかっていうチェックをしてほしいというのが要求なんです全然お答え違いましたよね？それぞれやってるはずですが、ではないんです。それを一元化して労災補償がやってるみたいに、おたくらでも一覧表作って、東電がまとめるやつを照合することをきっちりやってもらえないかというものなんです。

飯田：これ東電のね、既にオープンになってるものですから、作業災害の一覧っていうのは各年度とこれまでの取りまとめがありますよね？先ほどの補償の方のお答えですと、これ

は全て労災が請求されているものとは言えないから件数が一致しないというのは当然そうなんです。問題は一致するしないではなくて、こういう事故が起きていたのに労災が上がっていないっていうのは不可思議ではないかとか、死傷病報告が最終的に福一で起きた災害を取りまとめたときに、こちらで報告が出ているんだけど、死傷病報告が出ていなかったり、また逆のケースもあるかもしれないです。労災隠しの問題とかも炙り出せるわけですよ。そのことについて付き合わせてやってくださいという話をしてきたわけです。今日、補償の方から数字らしい数字を初めて、12回やってきて初めて数字らしい数字が出てきたわけ。平成23年は何件、平成24年は何件っておっしゃったけれども今まで一貫してこういう要求をしてきたけど初めてですよ。今までやっておられたんだと思うけれど、もっと真摯に我々に対して向き合って頂かないと、あるものを出さないっていうのは信義に反しますよ。話し戻りますけれど、安全の方のサイドとして災害の把握について取りまとめしてるんだと思いますから、その点について情報を提供して頂きたいということです。

磯崎：先ほど申し上げた中にもあったんですが、災害が起こったとき、こういう一覧もあります。

飯田：作ってるんですよね？厚生労働省で作ってるんですよね？そこを確認させてください。福一で起きた災害については色んなところで出されるかもしれないけれど、一応まとめるんでしょう？本省か局かはわからないけど。東電はこういった形でまとめているんだけど、厚生労働省としてもそれは把握してるんですよね？一覧表にまとめるんですよね？少なくとも労災請求はこういう形で黒塗りになってるけどまとめるわけよ。これは何年何月にどういう事故が起こったということを開示してるわけですよ。安全もやってるでしょう？そこを確認したいわけ。でなきゃどういう事故が起こってるのかわからないじゃないですか全体的に。

磯崎：福島第一で災害が起こった場合というのは当然、死傷病報告が出るっていうのはありますし、災害があった場合は東電から所轄の労働基準監督署から情報が出てきますので、そういう情報は持ってます。

川本：違うって。だから東電が持ってるんじゃないかって、元請なり雇用主が出すでしょう？まとめもしてるわけ、東電も。それを厚生労働省も同じようにやってないんですか？って今聞いているの。死傷病報告書をまとめるんですか？まず。

飯田：こういったものを死傷病報告のまとめとして持っているのか？っていうことを聞いてるわけ、端的に。

川本：各署バラバラでしょう？いろんな所轄のところにバラバラに行ってるでしょう死傷病報告がそれを本省でまとめているんですかって聞いているの。

飯田：今までバラバラだから把握できてないって言ってたんだよ。

川本：把握する必要もありませんってあなたの前の人には言ってたんだよ。それぞれやってるからそれで良いんですって言ってたんだよ。東電に聞いたらちゃんとやってるじゃないか。元請もちゃんとやってるんだよ。やってなかったら我々以下だよ。我々は東電から情報もらって、どういう対策をしていくのかをやっているんだよ。厚生労働省はそんなこともしてないのかよ。

飯田：東電はこれ発表してるの。誰でも見られるんですよ。本省としては発表してないの？作ってないんですか？

磯崎：発表はしてないです。

飯田：作ってないんですか？死亡災害が既に起きてるよね？色んな潜在的なリスクがあるじゃないですか、起きてるわけですよ？それをまとめてどう対策を打つかっていうのは求められてるんじゃないんですか？指導に行ってるっておっしゃってるけど。やってないの？やってるかやってないかですよ。

武部：ちょっと今の段階で確認できないところがあるので指導はもちろんやっていますけども。全体像を報告しているものは現在のところありませんが、東電から出されている死傷病の状況とかを確認させていただきます。

川本：自分たちで特に取りまとめたものは無いんですね？東電がホームページにもアップしているもの以外のものを厚労省はあるかないかもわからないんですか？

武部：照らし合わせる場所の作業もやっている最中なので、現段階で申し上げられないです。

川本：じゃあないんですね？もう3年経つし。東電は毎年作ってたんだよ。

栗原：すみません阿部とも子事務所ですけど、それはたぶん作ってるんだと思うんですけど、それを公表するかしないかっていうのはこの場では言えないのでそれを確認して頂いて事務所の方にご連絡ください。

飯田：よろしく申し上げます。

中村：被ばく労働ネットワークの中村と申します。いま労働者の間でタイベックスーツがちょっと触れただけで破れたり、穴が開いたり損傷するってことで、そうした場合にすぐ新しいものに取り替えるのが不可能なんですよね。経費節減で労働者の安全対策をどんどん減らしてるんじゃないかと皆さん言ってます。

福井：私もその事実はあまり把握できていないです。一応、1F に行ったこともあるんですが、タイベックスをちゃんと着ないと入れない形で、行ったところは建屋の近くだったので必ず来てたんですけど。

参加者：ガムテープで破けたとこ貼って入っているって書いてありますよ。

福井：それは署においてもそういう報告は頂いていないので、事実関係もしあるのかどうかは署と連絡を取りながらあれば指導していくということになるのかと思います。今日頂いた情報については署と連携して引き続き指導にあたりたいと思いますが現時点では今頂いたようなことについて、経費を節減してやらなきゃいけない防護措置をどんどん外していることについてはまだ聞いていないということでお答えさせていただきます。

参加者：ガムテープで貼って入っていいんですか？それだけお答えください。

福井：作業ごとにばく露防止措置というのは取って頂いていて、

参加者：タイベックス着ないでいいよというのと一緒でしょう、それだったら。

福井：それはすいません、具体的にどういう措置をして、それだと中に入るのか入らないのかということをしかりと。そういう事案があるということについては承りました。

中村：東電を通じてかもしれませんが、労働者の不安が結構ありますので、タイベックスーツを着て。ぜひ労働者に周知する形でお願いしたいと思います。もう1つの質問は、3月28日の労災死亡事故ですが、ここに労働者がだいたい現場に主に張り出している災害の連絡表っていうのがあります。当日もそうだったと思うんですが、発見者がまず救急医療室に連絡する。もう1つは復旧班長に連絡するってことになってるわけですね、災害が発見された場合に。これは当日もおこなわれたと思うんです。それで復旧班長の方が緊急対策本部に連絡をとって、発見者と連絡しながら対策を決めることになってます。原発内で働く労働者は

これを見て災害死亡や傷病事故が起きたときに自分がどう対処したらいいのかっていうことを見るわけですね。ところが、このとおりに連絡をしたと思うんですが、どうして救急が遅れたのか、その具体的に原因を究明してるのか、していないのか。具体的に救命内容を公開できるかできないかはともかくとして、省として究明してるのかということをお聞きしたいです。死亡事故が起きた場合、少なくとも事故原因を明らかにするわけですよね？当然のように。これは労働者も含めて、皆さん事故原因を明らかにしないとイケない。当然、事故原因を明らかにしていると思うんで、問題は事故原因と、なぜ救命が遅れたのかの原因です。この2つの原因を把握してるのかどうなのかをお聞きしたい。

磯崎：いま二点おっしゃったのが、災害が起きました、そういう対策を取ってください、究明は？っていうことの2つあったと思うんですが、実際、私の方で災害が起きないようにということで対策を取る課ですので、そういう調査、先ほども申しあげましたが調査をおこなっています。どういう調査をおこなっているかっていうのは申し上げられないんですが、そういう調査をしています。そのあとの医療体制についてですが、私の方で所管しているものではありませんので責任をもった答えができないんですが。

川本：どこになりそうですか？

飯田：医政局の辻さんはその辺りはいかがですか？

辻：救急医療体制という形で所掌しておりまして、現場の症例とかの把握はしておりません。

飯田：ただ、非常に特殊な状況になっていて、そこで何か起こったときにその場では手当てでは限界があるわけじゃないですか？医務室があって、そこにドクターもいるけれども、そこで処置するっていうのはだいたい限られているわけですよね？だから、ドクターヘリを飛ばすとか救急搬送をするっていう形になってるわけですよね？もちろん除染もしてっていう話だから。時間がかかることは目に見えてるわけですよね？それが万が一、救命に繋がらなかつたりすると救われる命が救われないっていうことになってしまうわけだから、そこは当然のことながら、どこが所管するかはともかくとして、災害に備えて安全衛生と救急医療は連携しなければ仕様が無いわけですよ、特に福一の場合はそうじゃないですか。今回初めて死亡災害起きてしまってるわけですからね。それが2時間かかっているっていう、そういうことにもなっているわけじゃないですか。だからその点についてどういう対策をこれから取るべきかについてちゃんとした答えを頂きたいんですよね。みんな不安がっていると思うんです。何か起きたときに病院に行くまでずいぶん時間ばかりかかってしまって、手当てが遅れてしまうんじゃないかとか、ヘリは飛ばないんだろうかとか、みんな不安を持っているんですよね。それに答えてあげなきゃいけないんじゃないんでしょうか？どこが回答す

るんですか、これは。

北田：労働衛生課の北田です。回答させていただきます。3月28日の死亡の件については、時系列などに関してどういう風な経過というのは東京電力から伺ってます。そこでおこなわれた緊急処置、緊急体制のことを話されてました。体制に関しては、事故の早い段階から医師を常駐させて救急の体制を整えているのはご存知のとおりかと思えます。あとドクターヘリに関しては当然、患者さんが運ばれてきて汚染されていないかどうかをチェックして、医師の診察ののち搬送すべきかどうか、どれで搬送すべきかが決まります。搬送に関しては医師の診察・診断の判断で決まり、ドクターヘリに関しては平成24年度2月の段階では福島第二原発のところにドクターヘリの発着場が当時ありました。12キロぐらい離れています。昨年の7月末からは第一原発の北川の3キロのところにドクターヘリが発着しています。距離に関しては近くなったということです。緊急処置の点では細かいところは答えできませんが、基本的に報告があって救助に向かって緊急治療室に搬送されまして、除染をしたのちに診察・診断に入ってます、心肺蘇生なりおこなっております。同時並行して搬送先を選定して最終的に運んでいるという状況を伺っています。緊急後ただちに搬送して必要な医療・救命処置をおこないつつ搬送の手続きを今回は取ってしまして、今回の対応については問題なかったと考えています。

中村：緊急医療室に本人が運ばれる。で、これがあまりにも時間がかかる。緊急医療室をどういう風に活用するのかってことをきちんと労働者に知らせてほしい。事故が起こったとき、緊急医療室はどう動くのか。医者が現場まで、事故現場まで来てくれるのか。あるいは運ばなきゃいけないのか。ここでは東電に、内部に貼ってあるものには、労働者には緊急医療室に連絡後、復旧班長へ連絡するって書いてある。皆さんそういう風にして事故が起こったとき連絡するわけです。だけど連絡したあとですよ。今回は緊急医療室に運ばれるのがものすごい時間かかっちゃった。なんで？ってみんな思ってます。医者はなんで現場に来ないんだ、事故現場にっていうのが1つある。なぜ運ぶのが遅れたのかっていう問題がある。ドクターヘリの問題ですね。そういう具体的なことを事故が起こった場合、ただ連絡しろっていうことじゃなくて、救急医療室っていうものがあるって、どういう風にそれが機能して、どういう風に事故対応するんだってことを労働者にぜひ知らせて頂きたいってことです。今回の件は本当に反省して頂きたい。

建部：現場にいる労働者から聞きましたが、何らかの形の避難をしなければいけないような事故が現場で起きる可能性はまだ残っているんじゃないかということで、避難の施設がやっぱり欲しいと。施設があるんじゃないかということもきちっと検討してほしいんです。労働者の方から必要だという声が出ていますし、医療とかそういう施設以外にね、緊急避難施設ってものを作ってほしいと。

飯田：追加で要請をさせていただきますので、今日は回答はともかくとしてよろしいですか？要するに、退避がすぐにできるような施設をどこか近くに作ってほしいという要望が現場から出ているということです。

中村：だいたいあの事故さ、施行業者さ、専門業者じゃないでしょう？あんなの起こるべくして起こった事故だよ。プロだったらあんなことはやらないよ。これははっきり言うておきます。

飯田：それと死亡災害についていま調査中ってことですが、全て福一で起こった初めての死亡災害ってことだからみんな注目しているので、いつかの段階でどういう形になるかわかりませんが発表していただけるんでしょうね？

磯崎：1つは個別の会社の情報になってしまうのでどこまで出せるかっていうのはありますけど。

飯田：東電100パーセントの会社だっていうところも東電は発表しているわけだから。

中村：俺が書記長だったらあんな仕事するなって、みんな止めるよ。事故が確実に起こるって。

磯崎：そういう状況だったのかどうかも含めて調査しています。

川本：早くしてほしいんです。要するに、処分が決まらないから東電も元請も一切、かん口令なんです。調査中なので回答できませんって。遅いんだよ。もう3ヶ月経ってんだから。はっきりしてるじゃないか、中村さんが言うように。元請と下請けで色んな法律絡みがあると思いますけど、早くやってほしいんです。早くやって処分してほしいんです。そしたら発表できるでしょう？処分する内容が無ければ、それはおっしゃるとおり個別のなんちゃらって話になるけど、しかるべき形で早く処分なら処分をして、事実関係を全部発表するようにしてください。おたくらできなかつたら東電にやらせるから。元請なり。あなたらのせいで遅くなってるんだよ。早くやってください。

飯田：それは早急にやって頂いて、結果も公表して頂くということで要請しておきます。では次に移りたいと思います。次は要請項目の1になります。

五十嵐：厚生労働省労働基準局監督課の五十嵐です。1の(1)から回答します。労働基準

監督署においては東京電力福島第一原子力発電所に対してこれまでも定期的に立ち入り調査をおこなうなど、労働者の方々の法定労働条件確保に努めています。一方、東京電力福島第一原子力発電所内で働く労働者の方から申告があった場合には所轄の労働基準監督署が立ち入り調査等をおこないまして、労働基準関係法令違反が疑われた場合には是正指導することとしています。今回、要請を頂いている申告件数については現時点では取りまとめて公表することは考えておりませんが、今後とも東京電力福島第一原子力発電所で働く労働者の方々の法定労働条件確保に努めてまいりたいと考えています。続いて(2)について回答します。労働基準監督署においては先ほども申し上げたとおり労働者の法定労働条件確保のため、同所に対して東日本大震災以降、定期的に立ち入り調査をしていますし、先ほどの死亡災害のような重大な労働災害が発生した場合には、随時、災害調査調査等を行っています。重大・悪質な事案については送検して、原則として公表していますが、東日本大震災以降、東京電力福島第一発電所事故収束作業に関連して労働基準監督署、福島労働局が公表した事案としては線量計に鉛カバーを付けて作業をさせた1件があります。(3)と(4)も引き続き回答します。(3)ですが、労働基準監督署においては先ほども申し上げましたとおり適切な調査をおこなっており、その立ち入り調査の中において危険有害業務の時間規制や賃金の支払い等に関して労働基準関係法令違反が認められた場合には是正指導することとしています。今後とも福島第一原子力発電所内で働く方々の法定労働条件確保に努めてまいりたいと考えております。最後に(4)ですが、広野町臨時事務所においては各種届出の受理や労働条件に関する相談への対応等、労働基準監督署の窓口業務全般をおこなっています。このため、通常の富岡署と同じように申告があった場合等については富岡労働基準監督署に申告がなされた場合と同じように所轄の労働基準監督署において立ち入り調査をおこない、法違反が認められた場合には是正指導することとしています。深刻の件数等についても現状を取りまとめて公表することは考えておりませんが、東京電力福島第一原子力発電所で働く方々の法定労働条件確保に努めていきたいと考えています。

宮寺：続いて(1)から(3)の労働者派遣法と職業安定法に係る部分について職業安定局受給調整事業化の宮寺から回答します。(1)については基準局から回答があったように、福島第一原発からの作業員の方からという観点で特化した数値は公表していません。(2)の労働者派遣法違反等については書類送検という取り扱いはありませんが、特に悪質な違反を犯した事業者に対しては行政処分を実施しています。平成25年度の実績、福島第一原発の違法派遣に係る行政処分としては1件実施しています。労働者派遣法など関係法令の違反がある事案を把握した場合については定期指導ですとか、情報提供に基く調査等さまざまな機会を捉えて今後も法違反の事業所を発見した場合については指導・監督等を厳正に対処してまいります。

相部：いまお答えになったとおりというか、我々の方としてはこの設問の上にある東京電

力がおこなっているアンケートの調査によって改善されていないところがあったのではないかと指摘がありまして、それはまさにそのとおりと我々も受け取ってしまして、これを受けて、今いったい具体的にどういったことをやっているかといった取り組みを紹介いたします。まずは、作業員の方が労働法令違反のような疑いがあった場合に労基署なり、そういった国の相談窓口にする場合もありますし、あとは東京電力の相談窓口というのを複数チャンネルを設けております。これは東京電力の方の賃金の相談であつたりとか、労働条件の相談であつたりとか、まさにここで言う法令違反とかの相談とかを受け付けていて、平成 23 年 5 月から開設してまして、現在まで 130 件程度の相談を受けています。東京電力に直接言いづらい相談もあると思いますので、第三者の弁護士の相談窓口も別途設けておりまして、そちらも相談を受け付けています。さらには企業倫理に関する相談窓口も設けています。それ以外に福島第一構内のところに目安箱みたいな色々な改善要求であつたりとか、そういったご意見を受け付けるとも備えています。それから就労実態に関するアンケートで、これまで複数回やってきておりますけれども、いわゆる偽装請負の疑いとか、そういった認知度に関しては入所するときに説明とか講習をおこなってまして、2 年前の平成 24 年におこなったときはそもそも偽装請負って何ですか？知ってますか？という設問がありました。それは 20 数パーセントしかなかったんですけども、昨年おこなったアンケートによりますと、講習を受けて理解された方が 98 パーセントぐらいにのぼっていて、この点は改善はしているんですが依然として偽装請負の疑いがあるのではないかと。要は、お給料を支払っている会社と作業の指示を受けている会社が違うと答えた方は未だにここにある 2 割程度あります。この点は数字的には 2 年前におこなったときよりも少なくはなっているんですが、依然としてこれだけの数字があるということで引き続き労働関係法令の遵守、理解促進について各講習、それから福島労働局の講師を招いて雇用主と関係者に対しての説明・周知の機会を設けています。

飯田：続いて項目の 7 をお願いします。

福井：7 の (1) について回答します。基本的にはこれは工事計画どおりに進めていくかという話ではないかと思うんですが、厚生労働省としては労働者の被ばく低減についてはしっかりと指導していきたいと思っています。1 日 1 ミリシーベルトを超えて被ばくする恐れのある作業については作業届けを提出させて書面審査をしています。それ以外の作業についても現地での個別指導という形で事業者を指導していますので引き続きそういった措置を通じて労働者の被ばく線量低減に向けて取り組みを継続してまいりたいと考えています。

相部：経済産業省です。まず (1) に関してですが、敷地内の線量を下げるということは廃炉を進めるにあたって非常に重要なことで、ここについては作業員の方の被ばくがどれだけあるかということにつながりますし、熟練の方が引き続き続けられるようにするには作

業エリアの被ばく線量を当然下げる必要があるということですが、まず東京電力は線量低減計画について策定しています。福島第一原発は特定原子力施設と原子力規制庁からされていまして、それに係る実施計画というのを定めています。これは実施計画の中の被ばく低減計画については東京電力が策定をし、原子力規制庁からその計画について認可をされているものですが、その中身について簡単に説明させて頂きたいと思います。敷地内全体ですが、事故時に放出された放射性物質というのは未だに残ってしまっていて、敷地内の線量を低減するためにまずは多くの作業員が滞在するエリアから、または作業をおこなったエリアから順次、除染を実施していきまして、除染の方法についてはいくつかありますが、放射線の影響を把握して樹木の伐採であったりとか、表土の除去、遮蔽の設置等をおこなっていますが、この計画の中の目標としては2015年度をめどに1時間あたり平均5マイクロシーベルトを目標にやっています。これまでは既に正門の周辺であったり、入退域管理施設であったりとか、郊外駐車場、雑固体廃棄物焼却設備とかのそういった建設時の除染によって目標線量も5マイクロシーベルト/hというのは概ね達成していますが、今は敷地の南側エリア、タンク等も設置しているところですが、そこがまだ数マイクロから数10マイクロシーベルト/hありますので、そこを重点的にやっています。事故前のレベルに合わせるべきとのご要望ですが、東京電力が原子力規制庁に提出している実施計画の中の低減化計画の実施方針というところでは、最終的には事故前の状態に近づけていくということが明記されていまして、ただ1号機から4号機の周辺については原子炉建屋の上部のがれき撤去とか高線量の設備の撤去も法定にもとづいて線量低減を進めていきたいと考えています。(2)ですが、線量低減と関係があるところですが、福島第一の廃炉に向けた計画ですが、我々は東京電力とともに中・長期ロードマップを定めていまして、今後3年間に必要となる人員数を示した上で万全の体制で取り組むことにしています。現在は、1日に4000人から5000人の作業員の方が敷地内で働いていますが、1年ほど前まではもうちょっと3000人程度で推移していたところですが、今はまさに汚染水の問題が発生しておりまして、そのための対策で、分析をしたりタンクを設置したり、色々な地盤改良をしたり、いま作業員の方が増えている状況です。こういった方々を確実に確保できるかどうかということは我々も非常に問題意識を持っているところです。具体的には、協力企業の方による作業ごとの被ばく線量予測にもとづいた、必要な作業員の配置であるとか配置変更をやらせてもらっています。それから作業員の方の負担を軽減するための作業環境の改善と被ばくの低減を同時にやらせよう。それから安心、安全に働いてもらうための労働条件の問題についての専用窓口に対する対応をおこなうとか、あとは放射線管理、防護に関する研修も継続的におこなっていくということをおこなっています。さらに東京電力が毎月、翌月の作業に必要な作業人数を想定して、作業員数の不足が生じていないかどうかを主要な元請会社に毎月確認をしております。我々もその状況を確認しています。ただ、中長期的に見ると、これまでと異なる高線量の原子炉建屋内の作業であるとか、溶けて固まった燃料デブリの取り出し等、これから作業していくわけですが今後、人が立ち入れない場所についての機器とか装置といった技術開

発が必要になってくるものが増えていきます。そういった技術開発の状況も作業工程で検討することが多いものですから、中・長期的に必要な作業員の見通しはロードマップを改定して見直しを実施することにしていきます。それから賃金と給料の中抜けについて今の状況を説明します。いま労働環境の改善という形で色々取り組んでいるところですが、まだまだ十分でないところは東京電力、我々としても認識していますが、まず色々なその環境の改善の話がある中で線量を下げることが大切ですが、休憩所を作るとか事務所を作るとか、食の改善も重要と思ってまして、いま給食センターを建設しています。厚生面での改善も進めています。賃金の処遇面でも改善をしています。まだ、増えた分が行き渡っていないのではないかと指摘がありましたが、昨年の11月に労務費の割り増し分で、周辺のエリアで発注をする際に材料費とか建設費とかの中に労務費の見積もりを出すところがありますが、そこは事故以来、それより前よりは高く設定していたんですが、去年の11月にさらにその割り増し分を増額しましょうと。1万円から2万円とよく言われていますけども、敷地内の作業ってというのは色々な線量の環境があって、作業内容も多岐に渡ります。一律に労務費を上げるというのではなくて、例えば装備がどいったものをしているかとかによって、いくつか段階をやった上でそれを底上げしていくという状況になっています。それは昨年12月の発注分からやっています。ただ、作業は東京電力から元請業者にまずは請負契約を結んで、さらにその元請会社は作業によって、土木であったりプラント、電力関係の話であったり、得意とする分野があるんですが、そういった方々の陣容を確保して、作業を納期までに終わらせるという状況で、工事が終わった段階で東京電力が請け負った作業が完了をしてお金を支払う構造です。今やっている工事というのは短期的にすぐ終わるようなものもあれば、数ヶ月、年単位でやっているものもあります。それで12月以降に発注をして契約をしたものについては既に工事が完了して支払っている部分があります。ただ、まだ工事が完了してなくて、割り増しした分も含めた工賃がまだ行き渡っていない工事もあります。従って、この取り組みの趣旨としては作業員の方のモチベーションをちゃんと高めるために確実に行き渡るように確認をするということが必要となっています。東京電力が元請会社と契約をする際に付帯条項とか、作業される方にちゃんと行き渡るように施策を作り検証することが全ての契約にそれを入れていきます。発注者側としてもそれを実査で検証することもやっています。全ての元請会社に対して個別にヒアリングをして確認をしている状況です。まだ、全ての作業員に一律に行き渡っていないのはその通りですが、これが徐々に新たな発注をしていけば行き渡っていくのを確認していく必要があると思います。これは雇用側からのチェックと実際に作業員の方が同思っているかということで、作業員のアンケートというのを定期的にやっているんですが、次にやるアンケートからそういった設問を新しく作ります。実感として、昔からやってる人があがったかどうかはわかりませんが、最近入ってきた人もいますので聞き方に悩ましい部分もあるんですが、雇用者側と作業員側から確認をすることで地道に粘り強く確認をしていくことを進めています。

飯田：では皆さんから質問をお願いします。

ジョパン：もうちょっと付け加えますと、ピンハネって一般のイメージだと上から下に行くほど全ての段階で給料の一部が取られるってイメージをしていたんですけど、どうも昨日聞いた話ではそうではなくて、元請が一番取ってるって話を聞いているんです。例えば宇徳っていう会社があるんですが、鉛の入っているベストを入るとしたら 3 万円以上上げると約束したそうですが、宇徳が下請けの社長さんたち集めて 7000 円は払いますという話をして、下請けの会社の社長さんたちも怒って、やってられないと。3 万円の内、7000 円しか配らないっていう話を聞いてびっくりしました。どう思われますか？

相部：労働契約書とか労働法令上、ちゃんと支払うべき額が確実に支払われるっていうのは当然の話でして、そういった書面なりで提示したとおりに支払われているかどうかというのはあると思います。それは労働基準法なりそういったところで定められています。いま言った賃金の多い少ないの妥当性については、それが高いか安いかっていうのは我々が言うのは難しく、ただし、いま言ったような個別の賃金であったり労働条件は労働契約で定められていますので、個別具体的な賃金水準について国として立ち入るべきものではないと思いますが、先ほど言った割り増し分のもの、増額については確実に作業員の方に支払われる必要があるのが望ましいと思っていますので、東京電力もせっかくあげたのにそれが元請でキープされているということにはならないように東京電力としても調べています。政府としては作業員の方々が放射線レベルなどが異なる色んな作業がある現場において、賃金や仕事の内容、作業環境といったことについてしっかりと労働者の方が説明を受けて納得をした上で働いてもらうということが非常に重要だと思っていますので、先ほど言った、この条件であれば働かないよとか、そこは納得した上で働いて頂きたいと思っています。

飯田：納得をしてというのは当然のことなんだけど、それが現実についてないから問題にするわけ。

中村：具体的には私から安藤ハザマの案件で 5 月でしたか？労働安全衛生法 36 条違反ということで是正勧告を受けていますが、この案件は 30 代の溶接工の労働者 2 名の方から私のところに相談がありました。いわゆるボート型タンクから溶接型タンクの切り替えで福島第一に入って働いていたと。相談内容は、最大で 12 時間 55 分の有害労働と休日も挟んで連続 13 日間に及ぶ就業強制。それから酷いのは、午前・午後の休憩が無いために労働者が現場で失禁をしていたと。ごみのような扱われ方、奴隷労働であるということで相談を受けました。安藤ハザマのもとで働いていた労働者の APD の記録票を持っています。1 月と 2 月のです。これを見ると違法状態が一目瞭然です。労働者から聞いたんですけど、入構するとき APD を付けて、退避手続きで APD を返すと。その受け取りをやっているのは東電の社員なんで

す。ということは、APDの記録票っていうのは元請さんも知っているし、発注主である東電さんも知っているということなんです。これ一目見れば、素人でも違反かわかります。こういうのが付けられてるっていうのがあるわけですから、労働法をめぐる違反要件もわかりますし、APDの記録ですからどの程度記録したかもわかると。この記録と管理と活用が重要だと思うんですが、これはどのようにお考えになっているのか、現状はどうなっているのかちょっとお聞きしたいのですが。APD記録票っていうのはあくまでも元請さんが管理する責任なのか、それとも東電さんがもともと持っているのか、あるいは厚生労働省等の行政はそれを把握していないのかお聞きしたいです。

安井：労働安全衛生法というのは、電離則では各雇用事業主に放射線の管理の義務を課していますので、法令上はそれぞれの雇用事業者には線量管理の義務があります。ただ現実問題としては東京電力が一括してAPDの管理をおこなっていく形です。その記録は基本的には全部、自動計算になっていまして、貸し出すときと回収するときに自動的に、電子的に線量を把握するようなシステムになってまして、そのデータを東京電力も管理しつつ元請に渡していると聞いています。

中村：二点目なんですけど、これは相談をした2名の方だけが労働安全衛生法違反の有害業務を2時間以上させられたわけではなくて、安藤ハザマ以下の下請け業者全体が有害業務をしてるわけです。強制させられているわけです。これがはっきりわかるわけです。本人たちはこのままでは働けないと、身体がもたないと、精神的にももたないということで労働条件の改善を雇用業者に申し入れました。私ども通じてではなくて自分たちです。ところが4日後に口頭で不当解雇になってる。その後、富岡労基署に申告しました。こういう実態があるんです。労働者はクビをかけて次の仕事が決まらないままクビにされるわけです。収入のあてもなくクビにされ、そこまでかけて36条違反を含めて訴え出た。だけど、この記録っていうのは本来、東電が管理してて元請も知ってる。なぜ自分たちで是正できないのか？東電は少なくとも元請に指導するものは持っていたわけです。APDを毎日渡して、預かって、記録票まで保存している。それで元請さんに手渡してる。一目見れば誰だってわかる。なぜ自らは是正できないのか？続いているんじゃないですか？こういうことが。何よりね、労働者は何か言ったらクビになると思ってるんですよ。なかなか労基署とか労働局に相談に行きたいって思っても相談に行けない。

飯田：労基に一応、申告はされているわけなんですけど、当然ご承知かと思えますけど。しかし、こういう実態が蔓延しているというか、特にタンクの増設とかでかなりの人たちが入ってるわけなんですけども、これに関して申告を1つの契機として、安藤ハザマ組を含めて切り込んでいるんですか？労基は。特に有害作業を1日10時間以上を平気でさせていて、チェックをされてないまま、あるいは知っていたのかもしれないけれども見過ごしていたわけです。

よね？何のための管理なんですか？今の管理システムが根底から問われているんじゃないですか？そのことについて国の見解を聞きたいんですけど。

安井：まず線量管理としては入待域管理棟に入ったときに借りて、出るときに返すことになっていて労働時間とイコールになっていません。休憩時間も当然含まれますし、打ち合せの時間とか現場に出ていない時間も含むので、APDの管理記録だけで有害業務の労働時間がわかるようになっていない実態があります。

中村：今の発言だけど、安藤ハザマの件については、昼休みのわずか30分。当然、現場から休憩室まで車で15分かかります。帰ってくるのに15分かかる。計30分、休憩するのにかかる。実質上、休憩は30分しかできなかつた。それで、午前と午後の休憩はなかつた。だから失禁したんです。だからAPDの記録票付けられてる。退社の時間が付けられてます。最大の人で13時間33分。これにプラスされるんです、実態は。

安井：先ほど申しあげましたように入退域管理棟って郊外に建てまして、いま休憩のときに返すってこともしていないんです。借りっぱなしなんです。いつ入退域管理棟に入って、いつ出たってということしかないんです。その時間だと思んですけど、その中に労働時間が何時間あるのかっていうのはそこからだけではわからないんですよ。

中村：わからないですよ。だから調べましたよ、私たちは。

安井：いや、だから先ほどの話ですと、記録だけではわかるっていうことではないっていう、そこだけです。要するに個別に話を聞かないとわからないっていう。

五十嵐：先ほど申しあげたとおり、基本的には危険有害業務というのは法令上、通常の労働時間を越えて2時間までという規制がありますので、基本的にはそれを超えているか否かというところを労働基準監督署に申告があれば、もちろんその会社を確認しますし、それ以外でも第一原発敷地内を定期的に立ち入り調査していますので、その際には労働時間のところは必ず確認しています。

川本：事故と労災補償については集約して一覧にしてるんです。それを一定は公開されてるし、東京電力はホームページにもアップしてるんです。なんで労働基準法とか他の事故以外のことをきちんとまとめて発表するというようなことをされないんですか？前から、集約すらされてないという話だったんですよ。雇用主によって申告するとか知らないから田舎に帰られて地元の監督署に相談される方もおられるかもしれない。5000人の人が働いているところでどういう労働基準法違反があつたのかなかつたのかをきちんと集約してまとめ

るべきじゃないですか？そういうことをしないから、12月に一斉に是正指導したんでしょうが。した後ですよ、いま中村さん言われたのは。1月とか2月にそういうことやられる。本人らは自分で頑張ってるからクビになってしまっただけで、それで相談に来てるわけですよ。機能していないってことを言いたい。それはちゃんと集約して、昨年より減りましたと。昨年はこんなにピンハネがありました、こんなに安全衛生法違反がありましたと。だけど今年度はこういう風に減りましたと。皆さん是非、監督署にきてくださいと。そしたら指導して減りますから、ということをやらないからこういうことになっているんじゃないんですか？って言うてるの。だからまず取りまとめて公表はすべきですよ。それとも本当に把握してないんですか？一括で。補償とか安全のところをやっていることが労働基準でできないんですか？

五十嵐：先ほど申し上げましたとおり、取りまとめて公表することは考えておりません。

川本：いや、取りまとめもしていないんですか？やってないんですね？取りまとめないからこういう事が起きていると再三指摘してるじゃないですか？取りまとめぐらいしたらいいじゃないですか？公表するかしないかは次の判断ですよ。なんで取りまとめすらできないんですか？だから次から次へこういう実態が全然来ないじゃないですか。

飯田：少なくとも基本は富岡の監督署でやってるわけでしょう、一応。所轄は富岡なんだから。その数字だけでも出したらいいじゃない。あそこは福一しかないんだから。他に事業所なんてほとんどないでしょう。少なくともそれぐらい出せるじゃない。

中村：本人たちは第3次下請けで雇われたんですよ。雇われてるっていうのは、富岡労基署の指導によって給料もらってるところが雇用主だよって言われてるから、本人たちは雇われた。ところが法人登記もしていない会社です。雇用保険料も払ってない。雇ったっていう報告もしていない会社。不適格業者ってはっきり言って良いと思います。これが3次下請けに入ってるわけです。ところが本人たちは毎日のように原発の中に仕事に行く。入構票には安藤ハザマの所属の社員であるかのような入構票になってる。第1次下請けの企業の社員であるかのような入構票になってる。やめるときにWBC受けるときも安藤ハザマ、1次下請けの青山機構の社員であるかのようにWBCを受けてるんだよ。本来、第3次下請けは東電に報告されてるのかい？って。実は、雇用契約書にサインしたかと思うんだけど、どこの会社かわからないっていうわけなんです。サインした会社は上位会社である可能性が高いわけです。いくら本人たちが要求しても雇用契約書すら明示しないんです。自分はどこの会社と雇用契約を結んだかもわからないような状態ですよ。もちろん、金銭和解はしたんですけど、実態はそうです。法人登記もしていない会社に雇用され、あるいは声をかけられて雇用される。でも、書類上は2次下請けとか1次下請けに雇用されたように手続きが東電に申告さ

れているんです。これは除染も一緒じゃないですか。あなたがたがいくら労働条件改善するって言っても届かないんですよ。そこをどうするかってことをお聞きしたいんです。

五十嵐：いまお話頂いた件ですが、可能な限り我々としても立ち入り調査をして現状を把握していきたいと考えていますし、労働者の方から相談があったあった場合には適切に対応していきたいと考えています。

参加者：今のお答えはとてもおいしいお答えなんですが、そもそも労働安全衛生法とか労働基準局とかは労働者を守るためのものですよ？でもお話を伺っていると非常に悪質な雇用形態が露見して、もう言い逃れできないものはわずかに送検するけれども、それ以外ははっきりしないから黙認されていると受け取るんですよ。ぜひ皆さんのお立場を伺いたいです。そして、原発特有の多重請負体制を守るんですか？必要悪とお考えですか？そんなことで廃炉ができるんですか？安全な再稼働ができるんですか？本当に危ないときは労働者逃げますよ。それしか結論が出ないじゃないですか。それでいいのですか？

ジョパン：今の建設現場の状況はだいたいそんなもんですけど、福島第一ですよ。全世界が見てるんですよ。日本の問題だけじゃないんですよ。

飯田：今のことに関連して、安藤ハザマ組の例が出たと思いますけど、10時間以上はやらされてるわけですよ？やっちはいけないことですよ？具体例はいまお話したとおりにですよ。それがもし蔓延しているとすれば、かつ、そこには3次、4次の名前も出てこないような業者から派遣されて、実際には契約書は上位の会社でしてるかもしれないけど、実際に給料をもらってる場所は3次、4次だったりしてるわけじゃないですか？どういう風に切り込んでいくんですか？入退域の管理棟だけでチェックができないというのはそうかもしれない。休憩時間も取れていれば、そこに含まれているわけだから。じゃあ、どこでそれをチェックするのかっていうことですよ？行って立ち入りするって言ったって毎日行ってるわけでもないし、常駐しているわけではないでしょう、あなたたちも、。どうするんですか？これが蔓延してるとすればどうすればいいんですか？労基はそれに対して解決策を持たないんですか？有害作業を10時間以上やらされてていいんですか？だめでしょう。こんな実態がありふれたとしたらどうします？一筋縄じゃいかないですよ。こういう請負構造の中であれば。

川本：ちょっと答えやすい言い方をすると、相部さんがおっしゃってる中身と同じことをあなたは喋れてないんですよ。これ、連携ないんですか？要するに、現場でアンケート取りました、改善されてきました、不十分な点もあるけどやりますって、僕らも東電と話したら言いますよ、色んなことを。ああなりました、こういうアンケート結果でしたって。おたく

らは取りまとめすらしてません。何で連携取れないのか、そこがよくわからないんですよ。自分らは現場にやらせてます、で終わりなんですか？少なくとも同じ国であれば、事故収束対応室と連携をとって、監督署にこんなにいっぱい申告が来ているだけど、おたくで把握されてますか？ってことすらやってないんでしょう？なんでやらないの？やるんですか？やる気ないんですか？どっちですか？公表しなくていいですよ。考えてなくてもいいですよ。少なくとも自分らのあいだで連携取るんですか？取らないんですか？

五十嵐：申告の件に関してはとっていません。

川本：とってください。

五十嵐：必要に応じてとることは検討したいと思います。

川本：検討じゃなくてとってよ。いま何年経ってると思ってるの？今の現状が。やってんだけ現場はそれなりに一生懸命。国も東電も。一番サボってんのあなたたちなんですよ。現場の監督官に任せていい問題ですか？できないじゃないですか？毎日行けないんですよ。普通のそこらへんの現場で5000人の事業所だったら場合によっては毎月行くでしょう。本省が指揮とって連携してやってください。

飯田：福一の中で常駐したらいいんだよ。

中村：二点お聞きしたいんですけど、富岡労基に申告に行ったとき、これは言ってることは当然なんですけど、労基署としては解雇については是非はいえないよ、と。労基法では解雇の是非については言えないよ、という対応をしていたんです。労働者からすると労安法の問題とか賃金の問題とか色んなものが労基署に相談に行ったり、申告したりしてる。ところが解雇の是非は別のところに行ってくれて話になってるわけです。相談の体制を労働者の安全問題を含めて一括して、現地でできる体制を作ってほしいです。労働者が富岡労基行ったとき、これをもらいました。で、反応は、絶対秘密にします、と書いてくれと。それがないと怖いと。そういう、まず反応でした。それから労働者からすると、一般の公共工事の現場では、3次下請け、4次下請け同じように多重下請けがあります。だけど、門前に、この業者に発注しました。2次下請けであれ、3次下請けであれ必ず貼ってあります。なおかつ、この技能が必要な労働は場合によっては顔写真付きで、こういう技能を持った労働者は責任を取りますって貼ってあります。東電の収束作業で、偽装請負がはびこって実態が解明できない、東電が元請さんと契約するんですけど、元請が「3次下請けまでだったらいい」とか曖昧な形で言ってますけど、企業名をきちんと公表して、資格が必要な労働については資格者をきちんと特定できるような形。そういうシステムを作れば、「俺雇った会社、やっぱ

偽装請負じゃねえか」とかね、「本当に元請と契約関係結んでんのかよ」とか、そういうのが労働者にわかるような形、社会にわかるような形を工夫できないでしょうか？この二点についてぜひお聞きしたい。

相部：経済産業省ですけども、まず施工体系図と言いますか、ある1つの工事に関して、先ほど労務費割り増しの話で全ての契約について付帯条件を改定したとお話しましたが、付帯条件のところ、これまでも工事を所管している東電の部署は各社の体系図、下請けの施工の全ての下請け会社さんまでを網羅した施工体系図を、工事を管理しているところには行っていたんですが、契約上、契約をしている資材部というか契約の当事者のところにはそういった体系図って出していなかったんですけど、行き渡ったのを確認するには、どの会社がやっているかっていうのを契約の部署もちゃんと抑える必要があるということで、現在は施工体系図を全ての作業について提出することになっています。今おっしゃった、その会社の労働安全衛生上の扱いがちゃんとなっているかどうかということは、厚生労働省さんからも指導されるかと思いますが、我々が大事だと思っているのは、そういった作業員の方が、これは労働関係法令に違反しているかどうか、炉宇津条件を明示した上で結んでいるとか、労働時間を何時間を越えると違反なんだとか、そういったことを先ほどの富岡労基署のリーフレットにもあるかもしれませんが、まず作業員の方が労働安全衛生とか基準の理解を進めることも重要だと思っていますので、そういったことは敷地内の休憩所とかにも広く周知しているところです。

中村：あなたが言ったことに直接答えます。一点は、施工体系図を社会的に明らかにする。ここがポイントなんです。労働者にも明らかにすること。ここがポイントなわけ。東電の中で秘密裏にそんなもん持っていたって何の役にもたたないんです。そういう責任があるってことです。収束作業っていう労働には、実質、あの東電って民間会社っていうよりも国のカネで支えられてるわけでしょう？そういう責任をとってくれってこと。もう1つは、そもそも原発で働く労働者が健康診査や新人教育受けたり、様々な教育を受けます。今回は、雇用契約書の明示すらなかったんですよ、雇われるときに。当然、有害労働を2時間以上禁止されているという説明もないし、ここはいま空間線量がどのくらいだからどういう注意が必要だよ、というのはわかりきってるわけ。そういう指導も実体はないわけ。本当に施工体系図がはっきりしてて、いま汚染水対策が必要で、この会社に今度頼むと。労働者を雇用するときに、役所が入って指導すればいいんだよ。労働法令でこんだけ皆さん、抑えておいてくださいと。安全対策では労働者の皆さん、これだけは抑えておいてくださいと。雇用主や元請さんが違法をしたら我々に相談くださいって言えばいいんだ直接。そういうことをやらないから業者の方はどう言ってるか知ってる？「役所は現場知らないから」「どうせ罰則は受けないから」。この二点が法令違反をする温床になってるんですよ。法の下で法の支配って安倍さん言ってるけど、法の下での公平とか平等って何もないじゃん。原発労働では、

ということです。

建部：ロードマップを見直すという話がありましたね。たしか5月が最高の8000人ですよ？事故の最中でもそんなことはなかったですよ？だからすごい事態になってるんだなと認識してるんですけど、人数だけではなくて、最高線量も最近の中で一番高い20ミリを越えていますよね。人も増えて、高い線量の仕事も起きているという、やっぱり汚染水問題というのは想像以上に福島事故を複雑にしているんじゃないかと思うんです。賃金の問題とか時間の問題とか出ましたけど、もう1つの面として健康影響の問題というのをロードマップを検討する際にもう一度しっかり考えて頂きたいんですよ。これも毎月的人数と平均線量が公表されているので、毎月ごとの集団線量というのを計算できるんですよ。この問題を持ち出すとすぐに、集団線量はICRPで使うべきでないと言われていたから、と言ってそれ以上の議論に耳を傾けないんですけど、私は集団線量というのは今後起こる健康影響のバロメーターだと思っています。集団線量に私は比例して癌とか白血病は起こると思っています。その論議はしませんけども、被ばく労働者が次から次に入ってきて、全体としての被害は確実に増えていると。1つも減っていないと。事故の収束宣言が出たあとも。グラフ書いたらすぐわかります。全然減ってませんよ。ずっと横ばいです。デコボコはありますけど。そういう性格の仕事を労働者全体に対して、政府あるいは東電として、必要悪としてさせているんだということを認識して頂きたいんですよ。その上でロードマップを見直すというか、計画をちゃんと検討して頂きたいと。具体的には、事故からあとに入った人は厚労省のデータベースに入っていないですね？国は全然、健康影響に対して責任を持っていないわけですよ。いわゆる健康手帳なんて全然もらってませんしね。そういうことを改善して、データベースに収束宣言からあとに入った人、3万5000人ぐらい、全部をデータベースの中に入れるという基本的なことをやって頂きたいと思います。

飯田：1と7についてはこれで終わっていきたいと思います。ありがとうございました。次に3と5についてお願いしたいと思います。

福井：3の(1)について回答します。内部被ばくの評価ですけれども、被ばく状況に応じた評価方法が複数存在することや、福島第一原子力発電所における緊急作業においては放射性物質をいつ摂取したかという最も基本的な情報が欠如するという不確実性が存在しました。厚生労働省としてはそのような不確実性のある中、合理的な範囲内で安全かつ保守的な評価ができるように内部被ばくの評価方法を可能な限り統一することで評価方法について行政指導をおこなったというところです。1回目の再評価は7月に公表したのですが、これは協力企業と東京電力の評価結果に乖離があるものがありまして、その妥当性を確認し、放射性物質の摂取日については測定と測定のあいだで取るのか、事故日があったとして、一番前の日とするのかという摂取日を統一すること、摂取シナリオを慢性にするの

か急性にするのかについての統一を図ったものです。今年3月の追加の再評価については、疫学調査の実施に向けて詳細な内部被ばくの測定値計算過程等を検証していた際に標準手法によらない評価が存在していたことが発覚したということで先の7月の再評価の対象者を除く、全ての緊急作業員の平成23年3月及び4月の内部被ばくデータについて精査をし、詳細な計算過程を統一したところです。これらの経緯によって2回、内部被ばくの線量について修正をし、指導をしたところです。ご指摘のUNSCEARの報告書については、この件について、少なくともいくつかの問題が解決したが時間の関係上、十分な検討を実施できなかったということで、同委員会においてさらに作業が必要であるとされているところですが、厚生労働省としてはこういった過程でしっかりと見直したと認識しており、被ばく線量は適切に評価されていると考えていますので、同委員会から求めがあればこういった考え方について説明していきたいと考えています。続いて3の(2)です。いま申しあげました内部被ばくの再評価において、内部被ばくが認められた従事者の行動記録については確認をさせて頂いておまして、これらの行動記録の保存についても東京電力に対して保存するように指導したところです。また、線量の評価の補正について言及頂いていますが、内部被ばくの評価方法については今申しあげましたとおり、不確実性があるなかで合理的な範囲内で可能な限り安全側となるようなものということで、作業初日に全量摂取したと過程したところです。最も安全側に立ったかつ保守的な評価と認識していきまして、新たに何かの事実があればともかく、現状では評価を補正する必要はないと認識しています。

北田：5の(1)ですが、平成26年2月14日に緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況を公表しています。主な内容としては、①緊急作業従事者1万9346人のうち、1万8870人に対して登録証、747人に対して被ばく線量等記録手帳を発行しています。②健康診断等のデータベース登録状況は特殊健康診断が87.2パーセント、一般健康診断が74パーセントなっています。③50ミリシーベルトを超えて被ばくした方に対するがん検診等の実施状況は白内障に関する目の検査が70.9パーセント、がん検診等が98.2パーセントとなっています。次に(2)について回答します。厚生労働省では東電福島第一原発での緊急作業時の被ばく限度を平成23年12月16日まで一時的に250ミリシーベルトに引き上げていました。さらに、極度の緊張を強いられる原子炉が安定しない状態での作業でした。このため、緊急作業従事者に対する長期健康管理について専門家の検討会の報告にもとづいて、平成23年10月に指針を定めて長期健康管理を実施しています。平成23年12月16日以降に新たに作業に従事した労働者の方に関しては、他の原子力発電所と同様に、法令に基いた事業者が実施する年に2回の特殊健康診断と一般健康診断等によって健康確保を図っているところです。(3)ですが、平成27年度から本格的に実施する疫学研究に備えていま現在は緊急作業従事者、調査対象集団のうちの1割、全体が約2万人ですから、約2千人程度を調査対象として抽出し、基本的には27年度以降の疫学研究と同様の方法と内容により調査を実施することにより、緊急作業従事者の有病率等の本格的な研究計画の策定に必要なデ

ータを得ることとしています。2千人を抽出するにあたっては、本格研究実施時のベースラインとして使用可能となるように配慮していきたいと考えています。(4)ですが、緊急作業従事者の被ばく線量採血結果等に関しては個人情報であるために、これらの情報は個人情報保護の観点から厳重に保護されるべきと考えています。今回の疫学研究に関しては倫理指針により、対象者から同意を得た研究機関でのみ個人情報を取り扱うことと考えています。

参加者：今の番号の(4)からお尋ねします。この専門家検討委員会を何回か傍聴させて頂き、この報告書を印刷して読ませて頂いたんですが、私が傍聴したときに委員の方々が、この疫学研究はちゃんとした研究をやって、UNSCEARに認められるようなレポートを書きたいですね、というお話をされたんで僕はビックリしたんですよ。なぜかと言うと、この疫学研究は何のためにやるかってことです。質問を4つ申し上げます。緊急従事者にとってこの研究はどのような有益性があるのか、というのを伺いたいです。報告書にはそのことが少しも書かれていないと思いました。2つ目は、報告書の随所に、すべきであるとか、必要があるという言葉があります。でも、それは誰にとってすべきなのか。緊急作業員にとってでないとしたら誰のための必要性なのか。たくさんありますので、あとでメールをしますので、それぞれの箇所について誰のために必要かお答え頂きたいと思います。3つ目は、緊急作業員2万人全員に被ばく者手帳のようなものを発行して、それを持っていけばこの医療機関でも無料で検診・治療が受けられるような制度を作るべきだと思うんです。僕は福島の子どもたち全員もそうすべきだと思いますが、少なくとも緊急作業員から先鞭を付けてなさるべきだと思います。それからもう1つは、研究される対象者の研究に協力する経費はどうするんですか？仕事を休まないといけません。対象者の方は東電の現場じゃないかもしれませぬよね？何かアルバイトをされているかもしれませぬ。行けません、休めませぬ、旅費も掛かります。どうするんですか？この4つを伺いたいです。

安井：報告書につきましては、有益性については、対象者の方に対しては保健指導であるとか健康診断、あるいは精密検査の受診勧奨をするっていうのは報告書に書いてあると思います。

参加者：ちゃんとするんですね？費用も負担して全部するんですね？

安井：保健指導は検査をおこないますので、その結果を通知するときに何らかの形でやると。詳細は決まっていますが、何らかの形で有所見者の方についてフォローアップすることは予定しています。

参加者：報告書にちゃんと書いてください。

安井：報告書に書いてあります。それから、すべきであるということについては、全部、研究者がすべきであるということで統一されています。研究者がどういう研究をすべきか、という提言ですので、全て、何とかすべきであるというものについては研究者に対する提言となっています。3つ目が健康診断ですが、もともとこれは疫学研究ということですので、健康管理のためにおこなうものではありません。精度管理っていう議論がありますので、特定の病院で受けて頂く形になるケースが多いと思います。詳細については研究班が決めることですので、これから検討となりますが、どこでも良いという形にはならないと思います。それから対象者の経費については、これも詳細については研究班が決めるところがありますが、検査費用、どこまでするかわかりませんが一定の旅費については負担できる方向で検討しています。

参加者：すみません、最後のところですが、休業手当は無いんですか？

安井：休業手当については研究班もどこまで工面できるかという議論はありますが、今のところは実費弁償という形では検討していません。旅費はなるべく出そうと。それ以外に、保険指導するとか、ニュースレターを出すとかいった形でメリットを出そうと検討しています。

参加者：UNSCEAR に対する説明に関連して二点ほどあるんですが、UNSCEAR の中では、ヨウ素 133 の短半減期核種の評価が不十分なので、東電の評価は 20 パーセント過小評価の可能性があるということが、一番最初に出た要約版ですでに明記されておりますので、先ほどは評価しなおしたということだったと思うんですが、そこは短半減期各種 133 を含めて、こういう評価をしましてどうでしたか、とうのをもちろん UNSCEAR だけでなく、はっきりと公表した方がよろしいかと思いますが、それは今どういう予定になっていますか？その関連で、先ほど 2014 年度の疫学研究の説明があつたんですが、甲状腺の疫学研究ですね。これは大阪大学を中心として既に実施していると思うんですが、これも厚労省の関連事業のはずなので、今の話と絡んで、ヨウ素の被ばく量から甲状腺の疫学研究が今の緊急作業の今の枠組みとどういう関連があるのかというのがもう 1 つほしいです。最後ですが、この疫学研究の全体的な枠組みで、第三者委員会を設けるといのが入っています。この第三者委員会については先ほどの学術的な面における国際的な評価以外に、調査対象者の関係者も含めることも検討すべきであるという風に注に入っております。大久保委員長はその点について、例えば労働組合の代表者に入って頂くと。そうすると、色々と批判が出たときに理解も得やすいというところまではっきりおっしゃっていますので、先ほどの労働者にとっての有益性という、まずこの疫学をやるときに労働者にどういう説明をするのか。参加を促すときに、有益性の説明という点からしても第三者委員会における代表者のような方の参加をま

ず真っ先のやった方が良いと思うんですが、これは研究班が立ち上がってからやるのか、すでにやってるパイロットなり、先ほどの甲状腺の疫学の中から始めた方が良いと思うんですが、その辺はどう考えていますか？

安井：1つ目と2つ目はあれですが、ヨウ素 133 の話ですが、これは非常に技術的な問題になりまして、UNSCEAR の中でも相当議論がありました。おっしゃるように要約版にはご指摘のとおりありましたが、報告書が公開されたときに無くなっているというところがあるかと思いますが、ヨウ素 133 の影響というのは評価するのは難しく、20 パーセントという数字もどこまで精度があるのかというところが専門家の中では相当議論があったと聞いています。これについては日本の、我々もアドバイザーとして話を聞いている方々の見解としては、摂取日を初日に戻すという極めて保守的な評価をします。これで、場合によっては 50 パーセント、60 パーセント、大きな数字が出るということなので、そういった保守的なマージンの中に十分入ってしまうと。いくつかの試算はしてはしまして、UNSCEAR がやった数字、我々がやった数字などの試算は出してはしまして、ほぼ全部のケースで我々の評価の方が大きかったということがありますので、一応そのラインで UNSCEAR の方には説明しています。

参加者：その試算をせっかくされたので、内容をホームページ等でどういう試算をしたかというところをあわせて出して頂けると。

安井：そこはまあ、研究者の判断だと思いますが、それは言ってみれば UNSCEAR の中で議論していることなので、どこまでどういうデータを出すかっていうのは UNSCEAR が決めるので私は申し上げられません。研究者の中でそういう議論があったというのは承知していません。

参加者：あなたがいま答弁されている見解は、官庁としての見解なんでしょう？

安井：いや、官庁としての見解ではなくて、UNSCEAR に参加していた先生から伺った話です。

参加者：日本政府としてそれに、

安井：日本政府はですね、UNSCEAR の報告書には関与できないシステムになってはまして、政府代表の参加を認めないと。

参加者：UNSCEAR の評価はちょっと違いますよ、という意見は申したんでしょう？

安井：我々が述べたのではなくて、UNSCEAR に参加している日本人専門家が述べたというこ

とです。その見解をいま私が説明しただけです。日本政府が意見を提出することは認められてないんですよ。参加もさせない。日本政府の意見も聞かないというのが UNSCEAR のスタンスなので、専門家からしか意見を聞かない。

参加者：専門家からそれを公表してもらおうという方法は？

安井：専門家というか、UNSCEAR がどう判断するかだと思いますので。

川本：そこまで踏み込んで話を聞けるんだったら、なんでああいう報告書になったのかをもうちよっと聞けるんじゃないですか？

安井：あんまり教えてくれないんですよ。

川本：今のだと、言われたことはこっちから返したように聞こえたので。

安井：すみません、厚生労働省を介したわけではありません。そういうチャンネルがないんです、UNSCEAR には。そういう組織です。それから 2014 年の甲状腺の疫学研究については、25 年度に調査は終了していますので現在、解析などの分析をおこなっています。

参加者：今の疫学研究との関連性は？

安井：今の疫学との関連は、26 年度の後半から新しい疫学研究を始めますので、その結果を踏まえて、対象者が違うんですが、それを生かしながら 26 年度の研究には含めていく形になります。

参加者：ほぼ一体と思ってよろしいんですね？

安井：建前上は主任研究者とかが違うので、違うので違う研究ですが、かきつ個人情報とかも引き継がないんですが、統計の結果とかは引き継いでいくということです。それから第三者委員会については、これも報告書の中では 5 年後ぐらいを目途に、5 年間の結果について検証するということを目的とした委員会ですので、そういった中でたしかに検討会で議論はありましたので、第三者委員会の構成については幅広く色んな方が頂ける方向で検討はしますが、現時点で設置されてるものではありません。

参加者：まず、そこを決めた方が、後からやるよりも先ほどの労働者にどう説明するのかわから問題になるところなので、場合によっては他団体から三社委員会に関係者を入れた方が

よいと思います。

安井：今回は、いわゆる研究補助金でやりますので、研究の具体的なデザインは補助金を受ける側の研究者が決めますので、どこまで反映するのかっていうのはあると思いますが。

参加者：第三者委員会まで研究者が決めるんですか？

安井：いえ、第三者委員会は明確になっていないんで、そこは行政主導でやりたいと思っているんですけど、基本的なスタディデザインは研究者が決めるっていうのは補助金の建前なので、そこは研究者が決める形になります。

参加者：第三者委員会、始める前には立ち上げるんですね？

安井：第三者委員会は5年間の結果を検証する場なので。

参加者：結果だけなんですか？始める段階での、先ほどの労働者への説明をどうするのかなど、倫理委員会もありますよね？

安井：倫理委員会は当然、審査をして頂いて了承して頂かないと研究が始まりません。それは当然やります。

参加者：倫理委員会に当事者の関係は？

安井：倫理委員会は構成は機関によって様々ですけど、基本的には法律の専門家とか人権の専門家といった方々たちで構成されていきます。いわゆる専門家で構成されていますので、ダイレクトに労働組合の代表者が入るというケースは私の知ってる限りほとんどないと思います。倫理委員会は研究者が所属している機関に設置されていて、例えばA大学という大学が研究をするのであれば、A大学に設置されている倫理委員会で審査されます。

飯田：今年度は既に2000人を対象にすでに始まっているんですか？これからなんですか？今回はもう決まったんですか？

安井：10月を目途にやるということになっていまして、まだ始まっていません。

飯田：入札とかは？

安井：これも公募による方法と、厚生労働省が指定する方法と両方ありまして現在、検討しているところです。いずれにしてもどこがやるっていうのは決まってません、現時点では。

参加者：この報告書にあります、統括研究機関っていうのはどこですか？

安井：まだ決まってません。

参加者：決まってないのに10月から始められるんですか？具体的に聞きます。公益財団法人放射線影響協会ですか？それとも公益財団法人放射線影響研究所のこのどちらでしょう？

安井：先ほど言ったように、公募によるか指定によってやるかをやっていますが、まず指定の場合は色んな研究者が入り混じった形になりますので、複数の研究機関がコンソーシアムを作る形になると思います。公募によれば、さきほどおっしゃったようなところが公募で出てきて、それが事前評価委員会でどれかがえられるという形になります。いずれにせよ、まだ公募のプロセスは決まっていません。

参加者：公募にせよ、指定にせよ、受ける側がちゃんとこういう立場でこういう計画で受けますというものを作るんですよね？作らないんですか？

安井：もちろん研究計画書というのを提出して頂いて、それが審査の対象となります。

参加者：それと予算の使い方とか全てにわたって審査して決めるわけですか？

安井：そうですね。事前評価委員会で。

参加者：10月って、今から始められるんですか？

安井：今のスケジュール感ですと、公募は少なくとも7月の半ばくらい。それで、公募の募集の終了が、いずれにしても10月に間に合うようなスケジュール感で進めています。

参加者：いずれにしても、この報告書にもとづいて実施することに関して、パブリックコメントすら求めてないんですよ？おかしいんじゃないんですか？だからもう決まってるんでしょう？

安井：決まってません、としか本当に申し上げられないですけど。

飯田：他に皆さんからいかがですか？

中村：非常に初歩的な質問なんですけど、当然、労働者から直接お聞きになるわけですよね？

安井：お聞きになるというか、直接検査をする形になります。

中村：私どもに相談があった何人か、事故直後から働いていたんだけど、3ヶ月ぐらい働いた20代の人ですけども、放管手帳も戻ってこないし、自分の被ばく線量もわからない。怖くて、被ばく線量調べたり、放管手帳を自分に返してくださいって言うこともできないでいる。そういう方も少なからずいるんですよね、地元の方ですけど。こういう方とかが、アンケートするなり、対面調査するなりにしろ、自分の個人情報自分で聞けるようなシステムを提示するんですよね？

安井：個人情報保護法っていう一般的な法律があって、自分の情報については開示請求ができますので、自分の情報を聞くことはできます。本人だけですけど。本人の分だけ。

飯田：あと、長期的な健康管理制度を、これは毎回繰り返して要請をしていて、果たして当初の限られた2万人弱の方だけで良いのか？と。フクイチの状況が昨年来大きく変わってきているという中で、汚染水処理対策の問題が新たに深刻な形で出てきている中で、作業員が増えてきてますよね？かつ、被ばく線量も増えてきていると。こういった状況は今後も色んな意味で出てくると思うんです専門検討会でこういったものを作ってやるということになったわけですよね？。だから、もう1回状況認識を付き合わせてこの指針の見直しが必要なんじゃないかということをするべきなんじゃないかと思うんです。3年経ってるわけだし、新たな問題が次々起こってきてるわけだから。それを放置して、いや、専門の先生はそういう風に言っていないんですけどっていうことで、この間は当初の2万人弱の人しか対象にしていなくて、ここはしっかり状況認識を踏まえて、再度議論すべきと思いますが、ぜひそれをやって頂けませんか？

安井：指針の見直しをするしないは私が即答で申し上げられることではないんですが、作業員が増えてきているのはたしかですが、ただ、被ばく限度を超えているっていうことはもちろんありませんので、そういった形で被ばく管理をするという基本線は変わりません。長期健康管理については、おっしゃるように一定の科学的な知見などが集まりつつありますので、何らかのタイミングで科学的知見を総ざらいにしてやることは一般論としてはあり得ると思いますが、いつ・どこでというのは申し上げられませんが、再検討する場って

いうのはあろうかと思っています。

川本：ただそれは時期の問題なんですか？被ばく線量だけでとったら、12月の1つの件っていうのが、あまり根拠がないっていうことははっきり出てるわけでしょう？そう言ったら、いや、あのときは緊急事態で緊張感もどうこうという話になって、それで言えば、汚染水とか当時とは違うけども同じように緊迫した状態の部署もあるわけじゃないですか？だから、そういうことで言えば、時期の問題だけではなく、現場の声なり、あるいは安井さんみたいにあの当時から同じような立場でおられる人たちこそが、そろそろどうですか？と。ちょっと真剣に検討くらいしたらいいんじゃないですか？って話をやった方がいいんじゃないですか？それは時期の問題じゃないんじゃないですか？科学的なんやらっていうのは、こういう目的でやるっていう話じゃないと科学的知見なんて集積しないでしょう？

安井：一定の科学的な知見にもとづいた指針なり報告書ができていますので、それを覆すだけの新しい材料というか、覆すとまでは言わないですけども、当時、検討できていなかった情報が十分に集まらないと、やっても同じ結果になってしまうので科学的な知見が集まるかどうかっていうのは重要なポイントだと思います。

飯田：研究じゃなくて、健康保持のための、管理のためのものです。作業員の人たちの将来的な疾病予防ですとか、健康管理のためにこの制度が始まってきてるわけだからね。対象者をこの時期に増やすべきかどうかも含めて検討すべきだと思います。一方で疫学研究そのものは健康管理そのものを目的としているわけではないということかもしれませんけれども、指針の見直しをしてこういう状況の中で、作業員が増えてきてるという中で、たしかにあの当時のようなべら棒な被ばく線量はないかもしれないけど、集団的に見ればどんどん増えてきてるわけですよ？そういったことも含めて1回、この段階で集まってもらってどうなんだろうかという議論をやってもいいんじゃないですか？

渡辺：議論すらなかったですよ？あの場で。

安井：当時は23年10月って緊急作業期間が終わるってことが前提で議論していたというのはそのとおりです。ご意見は色んな方から聞いてますので、私も未来永劫、絶対に再検討しないと言ってるわけではないですが、ただ先ほど申したように、健康影響がある、それで健康管理があります。例えば健康診断もあるわけですけども、そこは検討会の専門家もおっしゃっていましたが、健康診断をやることによるデメリットっていうのは、擬陽性とかありますので。そこはメリット、デメリット含めて考えなければいけないというところで、そこで一定、線を引いてあるので、それに付け加えるべき新たな知見がある程度揃ったときにやるということが基本ではないかと思っています。先ほど申し上げたように、いま再検

討しないということを言ってるわけではないので。

渡辺：それからもう一言いっておきたいんですが、内部被ばくの評価なんですが、不確実性の中を保守的にっていうことで厚労省の評価は妥当だったとおっしゃいますけども、この交渉の場でもずっと聞き続けてきました。東京電力のすごくたくさん被ばくした人の12人については、JAEAとか放医研がちゃんと協力して内部被ばくについて検討というのはなされてきたんですが、東電でも12人以外の人、あと協力会社の人たちの内部被ばく評価というのはどうなっているんだろうって思っていました。警備の仕事についてる人なんかについての評価は、とにかく事業者が主体となってやるべきものだから厚労省っていうのはそんなに立ち入っては指導してこなかったわけですよね？私はもう少し具体的に何らかの統一した方法なりをしたいのかと思ったら、今年の3月のあの報告を読んで本当にあきれてしまったんです。まちまちの評価が出て当然のような、十分な評価というのはまだなされていないんじゃないんですか？

安井：データが確実にあれば、いつ、何月何日にこの人は摂取しましたというデータがあって、ヨウ素の実測値もバチッとあれば、たぶんそんなに結果はバラつかないと思うんです。問題としてはまず、2ヶ月間働いた人がいったいどこでヨウ素を摂取をしたのかがわからないという、ものすごく不確実性がある上に、測定が残念ながら遅れた関係でヨウ素の実数が出ないという二重三重の不確実性がある中でどういう判断をするかってことだと思うんです。それぞれの事業者で結果的にはバラついていたんですが、専門家に話を聞いてこういうやり方で構わないっていうことで一応裏を取った上でやっていたので、正直なところこれが間違っている、これが正しいっていうのは言えないです。ですので、我々としては同じ生データですね、測定値が全く同じなのに評価がバラつくっていうのはいかななものかっていうのがありまして、これについては保守的なものにまとめるべきではないのかというところで再評価をしました。

渡辺：前日も言ったんですが、自分の評価値について納得していない作業者については、そういう申し出があったら、ちゃんともう1回、そのときの行動調査とかをきちんとしてもらえますか？

安井：納得していない方については、線量相談窓口っていうのが東京電力の本店につながるようになっていまして、そういう問い合わせはときどきあるそうで、問い合わせがあった場合は過去の線量のデータを洗い出してもう1回説明すると言ってました。納得できない方は、線量相談ダイヤルっていうのに電話していただければ、個別・具体的にどう線量評価をしたのかっていうのは説明して頂けます。

飯田：結果的にそれで修正をされたとかもあるんですか？

安井：単純な事実関係としてよくあるのが、そもそも僕は1Fに入っていないとかいう人もいたりするので、単純事実関係が間違っている場合は修正している例もあると聞いています。ただ、測定の数値とかは変わらないので、それでダイレクトに変わるとかっていうのはあまり聞いてないです。

飯田：わかりました。ありがとうございました。今日はこれで終わりにしたいと思います。